

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	企業再生税制による再生の円滑化を図るための措置の拡充 (国税 16)(法人税:義) (地方税 10)(法人住民税:義、法人事業税:義)
2	要望の内容	<p>金融機関等から債権放棄を受ける再生企業が、債務免除益に対する課税を回避する「企業再生税制(評価損の損金算入、期限切れ欠損金の優先控除)」の適用を受けるためには、2以上の金融機関による債権放棄が行われていること等の要件を満たす必要がある。</p> <p>このため、例えば、金融機関から債権を取得した再生ファンド等が債権放棄を行う場合など、合理的な再生計画に基づく債権放棄であっても同措置の適用が受けられないケースも存在することから、合理的な再生計画に基づく債権放棄について、「企業再生税制」の適用が認められる要件を拡大すること。</p> <p>加えて、現状、企業再生税制が適用される場合であっても、評価損の金額が小額(1,000万円未満(有利子負債10億円未満の企業は100万円未満))の資産については、評価損の損金算入が認められていないが、資産評価が行われている場合には、評価損の計上(損金算入)を認めること。</p>
3	担当部局	金融庁監督局総務課
4	評価実施時期	平成 24 年 9 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新設要望である。
6	適用又は延長期間	恒久措置とする。
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 事業再生を行う中小企業への円滑な資金提供を促し、中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済の活性化を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 金融機関の金融円滑化の対応状況は、貸出条件の変更等の実行率が9割を超える水準になっているなど、基本的にはその取組みは定着してきていると考えられるものの、単なる金融上の貸出条件の変更等の対応にとどまることなく、官民の関係機関が緊密に連携することにより、中小企業の真の意味での経営改善に繋がる支援を強力に推し進めていく必要がある。</p> <p>また、中小企業金融円滑化法が最終期限(平成 25 年 3 月末)を迎えるに当たっての出口戦略として、各地における中小企業の経営改善・事業再生支援を行うための環境整備が強く求められており、平成 24 年 4 月 20 日に公表された「中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ」においても、中小企業の事業再生等にかかる施策の強化について掲げられている。</p> <p>上記のとおり、現在、中小企業の事業再生への施策が強く求められており、本件要望を実現することは、中小企業の事業再生の促進、地域経済の活性化のために必要な施策と思われる。</p>

		② 政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ-2 資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 事業再生を行う中小企業への円滑な資金提供を促し、中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済の活性化を図る。
			《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 中小企業再生支援協議会等による再生計画策定支援件数
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 中小企業の事業再生の促進・経営改善、地域経済の活性化
8	有効性等	① 適用数等	500～600 社 【算出方法】 ①金融円滑化法に基づく貸付条件変更先のうち特に事業再生支援等が必要な先(推計):5～6 万社 ②中小企業再生支援協議会の再生計画策定完了企業数に占める平成 17 年税制改正(企業再生税制)適用企業数の割合:1% ※①×②=500～600 社
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 24 年 4 月～平成 29 年 3 月) 事業再生を行う中小企業への円滑な資金提供を促し、中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済の活性化が見込まれる。
			《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 24 年 4 月～平成 29 年 3 月) 企業再生税制の適用を受けやすくすることにより、中小企業の事業再生の機運が高まることで、中小企業再生支援協議会等による再生計画策定支援件数の増加が見込まれる。
			《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 24 年 4 月～平成 29 年 3 月) 中小企業の事業再生の促進・経営改善、地域経済の活性化が図られないことにより、中小企業の倒産が増加する可能性がある。
			《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 24 年 4 月～平成 29 年 3 月) 税収減は生じないと考えられる。

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	事業再生を行う中小企業への円滑な資金提供を促し、中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済の活性化を図るものであり、本措置は妥当なものである。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	税収減は生じないと考えられるので、相当である。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—